

日進市パートナーシップ宣誓制度とは

1 目的

誰もが個人として尊重され、多様性を認め合い、ともに暮らしていける地域社会の実現を目指して要綱に定めて導入するものとなります。愛知県内自治体で10月1日現在、26自治体が導入しています。

2 概要

(1) 制度の概要

性的指向や性自認にかかわらず、互いを人生のパートナーとして、対等な立場で、継続的な共同生活をしている、又はすることを約束している2人が、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、市が「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」を交付するものです。法律上の婚姻ではないので、法的効果は無く、相続や税制上の優遇はありません。

(2) 導入までの経緯

- R3. 11. 9 男女平等推進審議会諮問
- R4. 5. 21 市民向けパートナーシップ宣誓制度説明会
- R4. 7. 26 男女平等推進審議会答申
- R4. 11. 8～12. 8 パブリックコメント
- R4. 12. 27 要綱制定
- R5. 3. 1 制度運用開始

(3) 開始日 令和5年3月1日(水)

現在、2組の宣誓者がいます。

(4) 宣誓することにより利用できる制度と今後の展開

- ・ 友好自治体(木祖村・志摩市) 宿泊にかかる宿泊施設利用助成の家族としての利用
- ・ 金婚・ダイヤモンド婚・プラチナ婚を祝う会への対象者としての参加
- ・ 今後は使える制度を増やすため、庁内関係各課と調整していくとともに、民間事業者へ周知啓発を実施

(ファミリーシップ宣誓制度について)

宣誓を行う2者のほか、お子さんがいる場合に、希望があれば宣誓受領証等にお子さんの名前を記載できるものです。

日進市は、まずパートナーシップ宣誓制度を導入し、ファミリーシップ宣誓制度は今後の検討課題としました。引っ越しをする制度利用者が簡易な手続きで利用を継続できるよう、他市町での連携(県内18市町)が進んでおり、日進市も参加しています。こうした経緯もあり、ファミリーシップ宣誓制度についても検討を進めていきたい所存です。